

令和3年第7回(11月)佐渡市議会臨時会会議録(第1号)

令和3年11月30日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和3年11月30日(火)午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第112号から議案第122号まで
- 第4 (総務文教常任委員会付託案件)
議案第112号、議案第113号、議案第122号
(市民厚生常任委員会付託案件)
議案第114号から議案第119号まで
(産業建設常任委員会付託案件)
議案第120号、議案第121号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(20名)

1番	平田和太龍君	2番	山本健二君
3番	林純一君	4番	佐藤定君
5番	中川健二君	6番	後藤勇典君
7番	北啓君	8番	室岡啓史君
9番	広瀬大海君	10番	上杉育子君
11番	稲辺茂樹君	12番	山田伸之君
13番	荒井眞理君	15番	山本卓君
16番	金田淳一君	17番	中村良夫君
18番	中川直美君	19番	近藤和義君
20番	坂下善英君	21番	佐藤孝君

欠席議員(1名)

14番 駒形信雄君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜五君	副市長	伊貝秀一君
教育長	新発田靖君	総合政策監	日坂仁君

総務課長
(兼選委員会
管理事務局)

中 川 宏 君

企画課長

猪 股 雄 司 君

財政課長

平 山 栄 祐 君

市民生活課長

磯 部 伸 浩 君

社会福祉課長

知 本 政 則 君

子ども若者課長

市 橋 法 子 君

高齢福祉課長

吉 川 明 君

地域振興課長

岩 崎 洋 昭 君

上下水道課長

宮 城 徹 君

教育総務課長

坂 田 和 三 君

両管理病部院長

伊 藤 浩 二 君

事務局職員出席者

事務局長

山 本 雅 明 君

庶務係長

松 塚 洋 樹 君

議事調査係

数 馬 慎 司 君

議事調査係

余 湖 巳 和 寿 君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（佐藤 孝君） おはようございます。ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、令和3年第7回（11月）佐渡市議会臨時会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（佐藤 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今臨時会の会議録署名議員は、10番、上杉育子さん及び12番、山田伸之君を指名いたします。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（佐藤 孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 今臨時会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。
- 議会運営委員長、近藤和義君。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

- 議会運営委員長（近藤和義君） おはようございます。去る11月25日に議会運営委員会を開催し、今臨時会の会期及び会期日程について協議しましたので、報告します。

会期につきましては、本日1日とします。

会期日程は、お手元に配付した会期日程表を御覧ください。この後、議案の上程、質疑、常任委員会付託を行い、常任委員会の審査となります。常任委員会の審査が終了次第、当該報告書を配付し、委員長質疑等の受付の後、議会運営委員会を開催し、本会議を再開します。なお、再開時間は常任委員会の進捗状況を見て決定し、事務局より周知させます。本会議再開後は、委員長の報告、採決等を行います。

報告は以上であります。

- 議長（佐藤 孝君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案第112号から議案第122号まで

- 議長（佐藤 孝君） 日程第3、議案第112号から議案第122号までについてを一括議題といたします。
- 市長から提案理由の説明を求めます。
- 市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） おはようございます。それでは、議案の上程をさせていただきます。

議案第112号 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、本年の新潟県人事委員会勧告に準じ、佐渡市職員の期末手当について、本年12月の支給月数を0.1月引き下げ、翌年度については期末手当の年間の支給月数を本年度と同様に引き下げるものです。

議案第113号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第10号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ4,634万1,000円を追加するものです。補正内容は、新型コロナウイルス感染症対策として生活支援及び地域経済の活性化に要する経費を計上するとともに、新潟県人事委員会勧告に伴う人件費の減額を計上するものです。また、歳入では、財政調整基金繰入金、諸収入を増額計上するものでございます。

議案第114号から議案第121号までの8議案については、新潟県人事委員会勧告に伴う人件費の減額補正を予算計上するものですので、一括してご説明いたします。議案第114号 令和3年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算額からそれぞれ18万3,000円を減額するものです。

議案第115号 令和3年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算額からそれぞれ12万3,000円を減額するものです。

議案第116号 令和3年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算額からそれぞれ68万4,000円を減額するものです。

議案第117号 令和3年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算額からそれぞれ117万2,000円を減額するものです。

議案第118号 令和3年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算額からそれぞれ123万1,000円を減額するものです。

議案第119号 令和3年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）については、収益的収支において支出を449万9,000円減額するものです。

議案第120号 令和3年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的収支において支出を101万5,000円減額し、資本的収支において支出を26万8,000円減額するものでございます。

議案第121号 令和3年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的収支において支出を42万円減額し、資本的収支において支出を23万6,000円減額するものでございます。

議案第122号 専決処分承認を求めることについて（令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について）。本案は、歳入歳出にそれぞれ3億1,815万8,000円を追加する補正予算を専決処分しましたので、議会に報告し、承認を求めるものです。補正内容は、国が11月19日に閣議決定したコロナ克服新時代開拓のための経済対策における子育て世帯への臨時特別給付に伴い、高校3年生までの子供1人当たり5万円の現金を支給する子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に要する経費を新たに計上し、歳入では国庫支出金の増額、財政調整基金を減額計上するものです。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第112号 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第112号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第113号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第10号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は、歳入歳出一括で行います。

それでは、議案第113号についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川健二君。

○5番（中川健二君） ここの……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○5番（中川健二君） 対象者の中の障害者が属する世帯というのをもう少し詳しく説明してもらえますか。
生活支援。

○議長（佐藤 孝君） ページ数分かりますか。

○5番（中川健二君） 4ページ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○5番（中川健二君） 予算書か。

○議長（佐藤 孝君） 予算書の何ページでしょうか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 一般会計補正予算の第10号ですよ。

○5番（中川健二君） 第10号の支払い要件の中に、予算書でいうと……

〔「15ページ」と呼ぶ者あり〕

○5番（中川健二君） 15ページ。

〔「こっちの暮らしのあれか」と呼ぶ者あり〕

○5番（中川健二君） 高齢者・障がい者等生活支援事業の……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○5番（中川健二君） 歳入だけですか。

○議長（佐藤 孝君） 一括でいいのですが、その何を聞きたいのですか。

○5番（中川健二君） 障害者の世帯というのをもう少し、どういう世帯を指すのかを説明してください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

知本社会福祉課長。

○社会福祉課長（知本政則君） ご説明いたします。

障害者の属する世帯につきましては、身体障害者手帳、あと療育手帳、あと精神障害者保健福祉手帳を所持する方ということになっております。

○議長（佐藤 孝君） 中川健二君。

○5番（中川健二君） では、もう一つ、確認のためなのですけども、要するに障害者手帳をお持ちの方ということでもいいでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

知本社会福祉課長。

○社会福祉課長（知本政則君） ご説明いたします。

障害者の方が属する世帯ということになります。手帳をお持ちの障害者の方が属する世帯ということです。

○議長（佐藤 孝君） よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） それでは、お尋ねしたい。

同じところのいわゆる福祉灯油の関係です。概要の説明の中でもありましたけれども、プレミアム商品券も同じように今燃油の高騰に対応するというもので、大変いいものだというふうに思うのですが、福祉灯油、国が特別交付税で2分の1負担するというふうな話になっています。そうすると、この前、市が無償貸与している温泉みたいな施設の燃油も何かやりましたけれども、そういったものもその特別交付税の対象になるのかどうなのか。

それともう一つは、国がやった流れでいうと、平成26年のときに国も同じように特別交付税でやって、農業者とかなんとかのものもメニューの中に入っていました。そのような案件は今回どうなるのでしょうかというのが1点。

2点目は、これ恐らく平成26年頃と同じだと思うのだけれども、プレミアム商品券と同じように申請か何かをして、それを買っていくという形になるのだというふうに思うのです。そういうようなときに、以前の教訓がどうだったか分かりませんが、国も言っているように、所得の低い方のためというのがある。そうすると、一時的にお金を出すということの大変さもあるのだけれども、このプレミアム商品券も欲しいわけだ。2つあったほうがいいわけだ、これだけ高いと。その辺の仕掛けはどんなふうになっていますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明許します。

平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） ご説明いたします。

私のほうから、特別交付税について申し上げさせていただきます。特別交付税につきましては、国のほうから幅広く対象になるということで通知のほうが来ております。特別交付税については、ご承知かと思いますが、やはり総額の中で見えているという部分もありまして、そのまま2分の1といいながらそこが総額の中でどういうふうに反映されるかということも見ていかなければならないと思っておりますが、今国のほうから対象になるような経費という調査が来ておりまして、こちらのほうには報告するような形で考えております。ただ、今やっておるこちらの事業につきましては臨時交付金のほうも可能になるということで、そういうところも踏まえながら、全体を見ながら考えているところで。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

知本社会福祉課長。

○社会福祉課長（知本政則君） ご説明いたします。

今回の高齢者・障がい者等生活支援事業につきましては、プレミアどこでも商品券を直接送付させていただくというものになっております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうすると、福祉灯油の関係については、もう対象者が分かるから直接送付して、あと自分でお金云々という形になっているということですね。さっき言った以前やった市が無償貸与している温泉施設みたいなもの、いわゆるその特別交付税に入るのかどうなのか。あまり詳しく言うと合併特別債を交付税に算入するということまで言及しますから。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） ご説明いたします。

灯油につきましては上昇分があるということであれば、今のところ国の調査の中では対象になるというふうになっております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 平成26年のときのメニューを見てきたのですが、いわゆるハウス農家みたいなもの、それ以外にも今違う制度があるようですけれども、そんなのも対象になっているのだけれども、その辺の大きなメニューの枠というのはどうなのでしょう。つまり一応国は2分の1を持つと言っている、特別交付税ではあるけれども。ということでいうならば、いろいろ幅広く考えたほうがいい。市民だけではなくて、行政でももう予算が足りなくなっているようなこともあるのではないかとこのだけれども、最後は違う部分ですが、行政のほうでこれから冬場になって、市民だけではなくて予算が足りなくなっているというようなことも含めてありませんか。2つ。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） ご説明いたします。

予算のほうも当然、例えばガソリンとか、施設の灯油とか、そういったところも今後高騰に伴い当然不足する部分が出てくると思いますので、その辺のほうは調査しつつ、ほかの市の施設以外についてもそういった該当するようなものがあるかどうかというところがあれば、その辺のほうはちょっと調査しながら、特別交付税のほう、最初に言ったように、総額が決まっている中で確実にその分増額できるというところまでまだ分かっていませんので、やはりしっかり調査しながら見ていきたいと思っています。

○議長（佐藤 孝君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） ごめん、1回だけお願いします、委員会なもので。この灯油価格が高騰しており、渡辺市長は早く支援したいと、私は評価します。

そこで1点だけ。今、国の話が出たけれども、新潟県は補助をしますか。私が調べたところ、岩手県、鳥取県では補助を出します。そうすると、その市町村が補助の場合は新潟県からお金が下りてきます。そういう情報は入っていますか。その1点です。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

知本社会福祉課長。

○社会福祉課長（知本政則君） ご説明いたします。

新潟県につきましては生活保護世帯を対象とした灯油助成の制度がございますが、今まだ検討しているというところで聞いております。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第113号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第114号 令和3年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第114号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第115号 令和3年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第115号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第116号 令和3年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第116号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第117号 令和3年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第117号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第118号 令和3年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）についての質疑をします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第118号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第119号 令和3年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 今あった議案第117号からもそうなのだけれども、もともと介護職だとか医療職と

いうのは大変で、給料も低くてというのがああるわけではないですか。こんな中でやっぱり下げる必要があるのかということが1つ。

それともう一つ、ほかにも聞けばよかったのだけれども、コロナということで何か大変だったわけだよな、職員が。一生懸命頑張ったわけだ。そういう中で、これやっぱり下げる必要があるのかということも改めて聞いておきたい。つまり医療職だとか介護職というのは、国でも賃上げしなければならぬと言っておる中で、百歩譲ってほかの一般職もコロナの中で大いに頑張ったわけだけれども、にもかかわらず下げる。それともまた違って、医療職や介護職というのは本来もうちょっと賃上げが要るのではないのか。その辺はどうなのですか。条例主義ですから、条例が通らなければそのままですし、それはできるというのはご承知のとおり。その辺どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） そういうご意見も多々出ることだろうというふうには思いますが、やはり今回の件は、我々公務員というのは人事委員会勧告、県準拠でございますので、今県の準拠に基づいて、それにある給料表の中で給与を決めておるわけでございますので、様々な状況を加味しながらこの給料表自体をどう動かしていくという、そういう判断はまた人事委員会勧告等であるだろうというふうに考えておりますが、今回につきましてはこういう形になっているということで、我々としては今県に準拠するという形の中では、現在はこういう形で予算を出させていただいているという状況でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 条例で決めない限りこれは通らない。条例主義だから言うまでもない。佐渡市もあったけれども、そのときによっては佐渡市独自で30%減額とかいろいろなことをやることもあるのだけれども、一方看護師や介護士を求めて100万円やるから来てくださいますように一生懸命やっている最中に本給そのものを下げるといことは、私これ矛盾すると思うのです。どうですか。病院管理部長しゃべりたそうだ。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

市長も申したとおり、やはり国の制度に基づきまして、県の人事委員会勧告に準拠するという形でやっております。その中で議員おっしゃられる内容等も当然あるかと思っておりますけれども、県内の他市の状況を見ましても、新潟県をはじめ、新潟市、それから佐渡市も含めて16の市町村がこのような形で対応するというふうに聞いておりますので、それに倣いまして佐渡市のほうでもまずは条例改正というところで提案をさせていただいたところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 同じ答弁を繰り返しているのだけれども、医療職来てください、介護職も欲しいです、来るところですとやっている中ですから、そこは人事委員会勧告の問題もあるけれども、労使の間でも話もしてみてもきちんとやっていく、やっぱりそのぐらいの大胆さが私あっていいのだなというふうに思うのですが、市長、最後に一言。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 必要な人材を確保するための支援というのが必要であるということはもうご指摘のとおりだと思いますが、一方でやはり我々公務員の給料というのは官民の比較という形で決められております。今、国のほうで大きく看護職の給料が上がっていくという状況になれば、公務員の給料というのは1年遅れで動いてくるわけでございます。私の記憶の中で、令和元年か令和2年だったと思いますが、看護職の給料表だけが大幅に上がった年もあったというふうに記憶をしております。また、介護職については、今佐渡市のほうは行政職1ということになっておりますので、我々公務員の比較的安定した形での支給ができていくというふうに考えております。そういう点でございますので、やはり官民比較というところが公務員の給料の基本になるということ、そして民が上がれば官のほうも上がりますし、民が下がると官のほうも下がるという形になりますので、やはりこの原則はなかなか動かしにくいというのも現状であるということをご理解いただきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 今回は、期末勤勉手当を0.1月下げますよという話ですね。まだ国会を通過しているか通っていないか確認してないのですが、2月からは3%、9,000円今度は本給を上げますと、2月から9月までですか。10月からは固定で上げますという法案が出されていますが、これとの関係はどうなるのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

期末勤勉手当ということでございますけれども、今回のものにつきましては期末手当を0.1月下げるということでございます。

それから、2月云々から3%を上げるというものは11月19日の閣議決定が行われた経済対策の中身にうたわれておりますけれども、まだ具体的な対応等につきまして国、それから県のほうから来ていない状況でございますので、そのような形、どのように進むのかというのがまだ不透明でございますので、国から通知等が来次第適切な対応を取っていきたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） つまりコロナの経済対策として、一方では上げていくと、一方では人事委員会勧告で下げていくというふうな形になってはいますが、こういうことは初めてだと私は思うのですが、これらの法案が通った場合は、繰り返しますが、期末手当なり勤勉手当を片方で下げて、片方では本給を上げていくというふうなことになるって、上げるほうが率は高いと思うのですが、そういう感覚で見ればいいわけでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

人事委員会勧告の中で期末手当ということで、月例給につきましてはマイナスではなく、現行維持とい

うところで行っております。今ほど言いました経済対策の中で、確かに閣議決定の中にそういった方針が出てきておりますけれども、基本的にどのような形、介護職、看護職、保育職というような専門部の職員の賃金アップというようなところが書かれておりますけれども、具体的にどのような形でということがまだ示されておられませんので、実際にどうなるかということまではまだ判断ができない状況でございます。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 今のところに関連して質疑なのですが、先ほどの総務課長の説明のところでは佐渡市と同じように下げる自治体については16自治体があるというような説明だったかと思いますが、では逆に下げない、変えないのかちょっと分かりませんが、下げないということが県内20市で考えれば4市あるのかなというふうに捉えられるのですけれども、その理由というのはどういう理由から下げないのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

今、国の方針ですと、この12月期に下げるということではなく、来年6月に調整をするというような形で国のほうが方針を示しております。県内の中で3市町村が国に準拠するという形で対応をしておるところでございます。それから、国が示した中で、地方の実情に鑑み、適切な対応をしてくださいという文書がございまして、それに基づきまして、新潟県、それから新潟市、そのほか16の市町村がこのような形で県準拠にして行うというような形で進めてございます。全国の様子を見てみますと、県としても実際にこのような形で12月に対応するもの、それからまだ見送るものということで、県自体としても分かれておるのが全国的な状況かと思っております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 私、先入観で勉強不足だったのですけれども、裁量の幅がないものだというふうに思っていたのですが、細かく見ていくと、細かい部分で裁量の幅ってあるのかなという説明に受け取れました。なので、そこの部分の判断基準がちょっとまだ不明瞭なのかなという気がしますので、もう少し何かきっちりした説明、回答を求めたいと思うのですが、どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） すみません、公務員は給料表が条例で制定されておまして、それで給料は決まるわけでございます。ですから、全く鮮明でございまして、すみません、ここで長話をするのもあれなのですが、人事院勧告というのは、1年遅れで実施されて、遡るというのが基本的な考え方でございます。ところが、国のほうが今回遡らないような方向も、実は過去にもこれはあったということでございます。人事院勧告というのは、すみません、基本的に民間と公務員の給与の差を調査した上で出すものでございますので、我々としてはどこの人事院勧告に準拠するかということだけでございますので、全く明確でございます。県の人事委員会勧告に準拠したということで、我々は県のほうに準拠して、給料表の金額も給与

も全部そこに準拠して決まっているということですので、当然県準拠で行うということで、基本的には裁量の余地はないものというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第119号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第120号 令和3年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑をします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第120号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第121号 令和3年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第121号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第122号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について）の質疑に入ります。

本案の質疑は、歳入歳出一括で行います。

それでは、議案第122号についての質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第122号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第112号から議案第122号までについては、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

ここで、委員会審査のため暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午後 4時13分 再開

○議長（佐藤 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第112号、議案第113号、議案第122号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第114号から議案第119号まで

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第120号、議案第121号

○議長（佐藤 孝君） 日程第4、各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、金田淳一君。

〔総務文教常任委員長 金田淳一君登壇〕

○総務文教常任委員長（金田淳一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第112号 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新潟県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告を踏まえ、本年12月の期末手当の支給月数の引下げ及び翌年度以降の年間の支給月数の引下げを行うため、佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第113号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第10号）について。本案は、令和3年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ4,634万1,000円を追加するものであります。主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策として、生活支援及び地域経済の活性化に要する経費を計上するほか、新潟県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告に伴い、人件費総額を3,108万円減額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第122号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について）。本案は、令和3年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ3億1,815万8,000円を追加する予算の補正を本年11月24日付で専決処分したことについて、議会の承認を求めるものであります。内容は、国の経済対策を受け、子育て世帯への支援策として臨時特別給付金の給付に要する経費を予算計上したものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

○議長（佐藤 孝君） 以上で総務文教委員長の報告は終わりました。

これより議案第113号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第10号）についてに関する委員長質疑に入ります。

この後の予定もありますので、質疑並びに答弁は簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、荒井眞理さんの質疑を許します。

荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 議案第113号の地域経済の活性化のために既に申込みが始まっているプレミアムどこでも商品券発行事業についてお尋ねをします。

今回はこれに追加をするということで補正が上程されていますが、これについてはどのような審査をされたのかご報告をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

産業建設常任副委員長、佐藤定君。

○産業建設常任副委員長（佐藤 定君） それでは、お答えいたします。

プレミアムどこでも商品券発行事業については、先ほどお話ありましたように市内経済の活性化を図るた

めに発行した商品券であります。申込み期限延長による予定発行冊数を上回る申込みが想定されると、また灯油価格高騰による市民経済の負担及び島内需要喚起を図るために5,000冊を増刷するという一方で、その経過についてと、あと申込み状況について審査をいたしました。前回と同様のスキーム、内容であるということを確認いたしまして審査をしております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

まず、現在の申込み数というのは、もうこれいっぱいになりそうだというところで数を抑えられたのかなと思うのですが、現在幾つ申込み数があるのかということと、これ申込み期間を延長するというのですから、この期間延長はいつまでということでしたか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

佐藤産業建設常任副委員長。

○産業建設常任副委員長（佐藤 定君） 申込みについては、本日までが申込み期限であります。当初11月10日で、その時点ではそんなに申込みはなかったようですが、その後申込みが多数来たというところがあります。その関係で増刷を決定いたしました。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 3回目です。

荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） すみません、申込み期間を今日までに延長ということですか。ちょっとそこがよく分からなかったので、申込み期間をいつまでに延長したということなのか。その延長した分、今度利用期間は延長になるのかということが、私は今回のこの追加の性格では必要かなと。つまり申込みがたくさんあるからもう少し増やしましょうということではなくて、先ほど言われたように、灯油の価格高騰とか、こういうことが1つきっかけになっています。この灯油の価格高騰というのはまだ当分続くと思うのです。こういうものについて、期間限定のプレミアどこでも商品券で、この経済対策という性格を持たせるのはそぐわないのではないかなというのが私の感想なのです。というのは、生活者の市民目線としては、この1リットル当たりあつという間に10円上がって20円上がると、これ異常な速さで上がりましたよね。これがまたすぐに元に戻るとはなかなか思いません。この高騰した影響というのは相当続くのではないかな、長引くのではないかなと。こういう観点でいいますと、利用の期間延長ということ、これ検討してはどうですかといったような質疑もされたのかなと思うのですが、そこはいかがだったでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

佐藤産業建設常任副委員長。

○産業建設常任副委員長（佐藤 定君） 期間延長についての議論はしておりません。物価の高騰というところの性格と、今回のプレミアどこでも商品券は新型コロナウイルス感染症の影響というところが出発点でありますので、期間延長については審査をしておりません。

また、申込み状況については、本日11月30日までであります。本日の申込みの状況ですと、この後は抽せんになるというような予想を立てております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 次に、議案第122号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について）に関する委員長質疑に入ります。

上杉育子さんの質疑を許します。

上杉育子さん。

○10番（上杉育子君） それでは、議案第122号の子育て世帯への臨時特別給付金について伺います。

年内に支給できるようにというような考え方で進まれているというふうに議員全員協議会で聞いています。それは給付対象者にとってはすごくうれしいことだと思っております。議員全員協議会のときの資料では、児童1人当たり5万円、6,310人を想定されておりました。

そこで伺うのですけれども、支給対象となる世帯は何世帯で何人なのか。また、ゼロ歳から中学生まで児童手当の仕組みを利用する世帯、中学校を卒業していて申請に基づいて給付される世帯とで分けた場合、それぞれの世帯数と人数はどのくらいあるのかということ。

それから2つ目に、議員全員協議会の予算概要説明のときには、児童手当に基づくゼロ歳から中学生までは年内12月24日に支給できるよう準備しているというような説明だったと思います。この日にちを聞いたときに、すてきなクリスマスプレゼントなのだなどちょっと思ったのですけれども、中学を卒業している18歳以下への給付は一体どうなるのかなど。その辺のところを、時期とか方法とかはどのように審査されたのか教えていただきたいです。

それと3つ目、年収960万円未満というような基準が盛んに報じられているのですけれども、佐渡市には年収960万円以上で対象外となるような世帯は、どのくらいあるのか、それに対してどのような審査を行ったのかということをお聞かせください。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、山田伸之君。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） それでは、上杉議員の質疑にお答えをいたします。

まず、①の数につきましては、ゼロ歳から中学生までの分につきましては、審査の中で5,093人で、中学卒業している数、18歳以下の方につきましては1,157人と。世帯では聞いておりませんが、5,093人、1,157人というふうな説明がありました。

続きまして、②の支給の方法でございますけれども、先ほどありましたように児童手当を給付されている方につきましては申請が不要で、プッシュ型という形でもう支給がされますので、これにつきましては12月24日に支給がされるという形で今行政として動いているということでございます。児童手当を支給されていない世帯、平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれのみの児童がいらっしゃる方につきましては申請が必要になります。この申請につきましては、12月15日水曜日までに申請をしていただければ12月24日に支給がされるという形で考えておりますが、12月15日に申請が間に合わなかった場合でも給付が受けられます。ただ、その場合は、支給される日にちが今のところ1月中旬から下旬を考えているということですので、12月15日までに必ず申請しなければならぬということではありませんが、12月15日までに申請していただければ12月24日に5万円が支給をされるという形で動いているという説明がありました。

続きまして、③、年収960万円以上で対象外となる方は何人かということなのですが、佐渡市では今、多子世帯出産成長祝金の特例給付の事業を行っているところであります。そのときに対象外となっているのが2.5%という数字が出ております。この数字を基準に算定をしております、18歳以下の児童6,412人に対して2.5%に当たる162人が対象外、6,250人が対象となるという試算をしているということであります。実際申請していただいて、実際にその所得要件に合うか合わないかはそのときに判断をするということでもあります。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 上杉育子さん。

○10番（上杉育子君） あと、12月15日までに申請しなければならない対象者の方は、12月15日までに申請すれば同じように12月24日に給付されると。それにたとえ遅れても、その後年が明けてからしっかりと申請していただければ給付はされますという説明だったと思うのですけれども、それに対しての周知の方法というのはどのようにされているのか。やはりもらえるものはもらいたいけれども、どう申請していいのなかなか分からないというようなところも出てくるかと思うのですけれども、それに対してはどのような周知をされるというふうになっていきますか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） お答えいたします。

すみません、先ほどちょっと数の部分で漏れていた部分がありまして、要するに対象者、これから生まれる方、令和4年3月31日までに生まれた方も対象になりますので、見込みとして60人を見込んでいます。それも一応追加をさせていただきたいと思えます。

それで、周知の仕方ということなのですが、対象者の各家庭に案内状を今作成して、早ければこの議会で可決後、今日の夜にでも発送の準備をしたい。それが無理ならあした、遅くともあさってまでには必ず対象者の各家庭へ郵送をしたい。それについては、申請書、案内文等をきちんと作り込みをして、今言ったようなところが分かりやすくなるように委員会としても意見を申し上げたところもありますので、それをしっかりやるというところで考えているということでもあります。

○議長（佐藤 孝君） 上杉育子さん。

○10番（上杉育子君） 本当に先駆けてというか、早い対応で、やはり受給される方々はすごく助かると思えますし、また委員会のほうでも落ちがないようにしっかりと申請、案内状等で告知というのですか、そういうのがしっかりできるように意見を述べているという点もしっかり分かりましたので、よかったと思います。

○議長（佐藤 孝君） これより総務文教常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託された案件について委員長の報告を求めます。

山田市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 山田伸之君登壇〕

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第114号 令和3年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。本案は、令和3年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ18万3,000円を減額するものであります。内容は、新潟県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第115号 令和3年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。本案は、令和3年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ12万3,000円を減額するものであります。内容は、新潟県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第116号 令和3年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。本案は、令和3年度佐渡市介護保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ68万4,000円を減額するものであります。内容は、新潟県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第117号 令和3年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）について。本案は、令和3年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ117万2,000円を減額するものであります。内容は、新潟県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第118号 令和3年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）について。本案は、令和3年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ123万1,000円を減額するものであります。内容は、新潟県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第119号 令和3年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について。本案は、令和3年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的支出の予定額から449万9,000円を減額するものであります。内容は、新潟県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 以上で市民厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより市民厚生常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について副委員長の報告を求めます。

佐藤産業建設常任副委員長。

〔産業建設常任副委員長 佐藤 定君登壇〕

○産業建設常任副委員長（佐藤 定君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第120号 令和3年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について。本案は、令和3年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的支出の予定額から101万5,000円を、資本的支出の予定額から26万8,000円を減額するものであります。内容は、新潟県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第121号 令和3年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第2号）について。本案は、令和3年度佐渡市下水道事業会計予算について、収益的支出の予定額から42万円を、資本的支出の予定額から23万6,000円を減額するものであります。内容は、新潟県人事委員会の職員の給与の改定に関する勧告に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 以上で産業建設常任副委員長の報告は終わりました。

これより産業建設常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤 孝君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

令和3年第7回（11月）佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 4時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 佐 藤 孝

署 名 議 員 上 杉 育 子

署 名 議 員 山 田 伸 之